

●御殿場市議会総務委員会 議会報告会次第

1 開 会

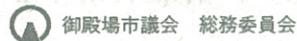
2 委員会の活動状況報告

テーマ…「地域公共交通」の調査・研究結果について

3 質疑・応答

4 意見交換

5 閉 会（アンケート記入）



御殿場市議会 総務委員会

1

御殿場市議会総務委員会



委員長 野間田 幸也



副委員長 田代 博一



委員 斎藤 修治



委員 高橋 雄哉



委員 杉山 実夫



委員 高木 理文

委員 稲葉 元也



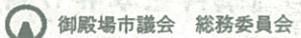
御殿場市議会 総務委員会

3

御殿場市議会 総務委員会
議会報告会



平成29年1月6日（金）
於：市民交流センター



御殿場市議会 総務委員会

2

●年間目標

『地域公共交通の取り組みについて』

【視察先】

(1) 北海道北斗市

『地域公共交通対策について』

(2) 愛知県豊田市

『交通まちづくりの推進について』・『高岡ふれあいバスについて』

(3) 愛知県蒲郡市

『高齢者タクシー制度（高齢者足確保事業）について』



御殿場市議会 総務委員会

4

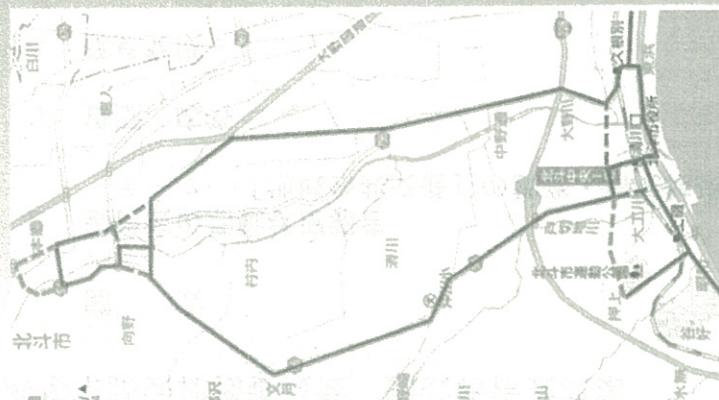
●北海道北斗市



御殿場市議会 総務委員会

5

●北海道北斗市『南北市街地連絡バス運行ルート』



御殿場市議会 総務委員会

7

●北海道北斗市『地域公共交通対策』について

《視察内容》

- 北斗市は平成18年上磯町と大磯町が合併
- 2町を結ぶバス路線があったが合併前の平成15年10月に廃止となった。
- 旧町それぞれに高等学校があり通学の利便性の確保や住民の生活に必要な公共交通が必要。
- 平成20年4月から北斗市南北市街地連絡バスの運行を始めた。

御殿場市議会 総務委員会

6

●北海道北斗市『地域公共交通対策』について

《費用内訳》

- 運賃は全区間共通
- 中学生以上100円、子ども50円、幼児（大人同伴）1人につき無料
(2人目からは1人につき子ども運賃)
- 年間約2,700人が利用
- 事業費1,200万円のうち860万円余は市からの補助金で補っている。

御殿場市議会 総務委員会

8

●北海道北斗市『地域公共交通対策』について

《視察感想・考察》

○通学や日常生活の移動手段として利用される中、利用者の要望を積極的に取り入れ、ルートやダイヤ等柔軟に対応している点は評価できる。

○住民が求める地域公共交通のあり方に少しでも近づけていくよう自らが探求していく必要がある。

御殿場市議会 総務委員会

9

●愛知県豊田市



御殿場市議会 総務委員会

10

●愛知県豊田市『高岡ふれあいバス』について

《視察内容》

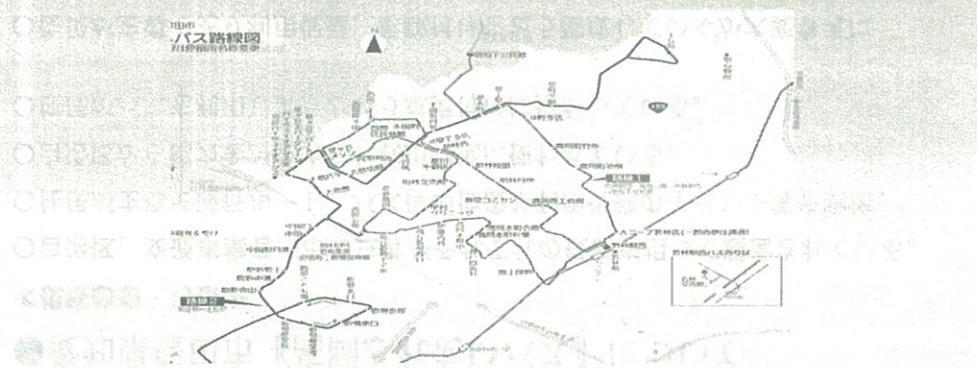
○各自治区の立ち上げた「ふれあいバス運営協議会」と交通事業者の組織「豊田市生活交通運行事業者協会」と市の三者による運行協定により開始。○地域バスで、この路線は名鉄バスの路線廃止後、公共交通空白地域の解消のため開始した。

○住民が主導で運行ルート・バス停の位置や利用促進のイベント等実施。
○各地区世帯数に応じ地域協力金が集められ定期券の一部補助を行なっている。

御殿場市議会 総務委員会

11

●愛知県豊田市『高岡ふれあいバス路線図』



御殿場市議会 総務委員会

12

●愛知県豊田市『高岡ふれあいバス』について

《費用内訳》

- 路線は2路線で毎日運行
- 運賃は大人200円（中学生以上）、子供100円（小学生）
(未就学児無料（保護者同伴が条件）)
- 回数券、定期券あり
- 平成27年度運行経費約8,000万円 国660万円 運行収入3,200万円 市負担金4,100万円となっている。
- 市負担金の補助率は減少傾向にある。

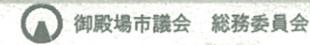


13

●愛知県豊田市『高岡ふれあいバス』について

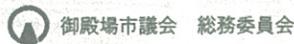
《視察感想・考察》

- 自治区、交通事業者、市の三者がそれぞれの役割を担って運営されている。
- 住民が主導で運行ルート・バス停の位置や利用促進のイベント等を実施。
- 自治区から協力金が集められ利用促進に使われている。
- 住民がバスを利用しようという意識付けに繋がっている。
- 住民が主導であり利用促進、意識付けをどう醸成していくか大変参考になった。
- 今後、御殿場市の公共交通政策を立案するうえで役立てていきたい。



14

●愛知県蒲郡市

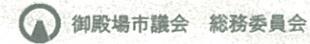


15

●愛知県蒲郡市『高齢者タクシー制度』について (高齢者足確保事業)

《視察内容》

- 市内の東西方向には、JRが4駅名古屋鉄道、路線バスの運行がされ公共交通は充実している。
- 一方、市内北側は路線バス等の撤退もあり、公共交通空白地帯となっている。
- 移動に制約のある高齢者の足確保について検討し、タクシー事業者と協力し『高齢者タクシー制度（高齢者足確保事業）』実施することとなった。



16

14

15

●愛知県蒲郡市『高齢者タクシー制度』について 《費用内訳》 (高齢者足確保事業)

- 満70歳以上の高齢者を対象
- 年間100枚を上限とし希望者にチケットを配布、運賃を3割引
(3割の内訳は市が2割、事業者が1割)
- 市の割引額は1,000円が上限(割引区間は乗車地、降車地ともに市内に限る)
- 平成27年度市からの助成1,500万円余
- 今後、高齢化に伴う対象者増加による財政負担の増大が懸念される。
- 対象年齢や割引率の見直しも必要となる。



御殿場市議会 総務委員会

17

●愛知県蒲郡市『高齢者タクシー制度』について (高齢者足確保事業)

《視察感想・考察》

- 高齢者の社会参加、自立支援に大いに役に立つ取り組みである。
- 運転免許証の有無にかかわらず利用できる点は評価出来る。

○高齢化に伴う対象者増加もあり、将来的な財政負担の増加にどのように対処するのか大きな課題が残る。

○今後急速に進む高齢化に対し財政負担も含め先見性を持った対応が必要である。



御殿場市議会 総務委員会

18

●地域公共交通対策について『あるべき姿』

技術・施設設備の考え方

訴求力のある
サービスの提供

公共交通利便性の向上

正の循環

利用者の増加

サービスの質、
ネットワークの
改善への投資

運賃収入の増加

財政負担の減少

豊田市地域公共交通基本計画概要版より出典



御殿場市議会 総務委員会

19

御殿場市高齢者等
タクシー及びバス利用料金助成事業
事業概要(利用の流れ)

この制度は、高齢者等で日常生活の移動手段に支障がある人に対しタクシー及びバスの利用料金の一部を助成することにより、日常生活の利便性の向上及び社会参加の促進を図ることを目的としています。



御殿場市議会 総務委員会

20

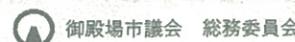
16

20

●申請について[対象者等]

- ①本市内に在宅し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている人
※施設等に入所されている人は対象外となります。
- ②市税等の滞納がない人
- ③助成を受けようとする年度の末日において70歳以上の人
※今回の申請は、平成30年3月31日までに70歳になる人が対象です。
- ④同一世帯内に、自動車を保有し、かつ、運転免許証の交付を受けている人がいない人
※ご家族の運転等により移動できる場合は対象外となります。
- ⑤生活保護法の被保護世帯に属していない人
※③④については、やむを得ない事情の場合、対象となる場合がありますのでご相談ください。

対象は、次の①～⑤のすべてに該当し、④のように日常の移動手段に支障を来している人です。
但し、③④については、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、それ以外の人を対象にすることができます。



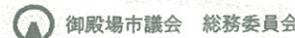
21

21

●助成券の利用について [利用方法]

★バス利用

- バス乗車（最寄りバス停）
※通常のバス乗車と同じ方法です。
※助成券は、高速バス、夜行バス、イベント時のバス等には利用できません。
- 目的地へ
※降車時に、利用した金額分の助成券と残りの料金を支払ってください。
※お釣りは出ません。（助成券のみでの支払いの場合）
※助成券はICカードの購入及びチャージには使用できません。



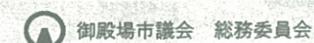
23

23

●助成券の利用について [利用方法]

★タクシー・介護タクシーの利用

- 電話でタクシーまたは介護タクシーを依頼
※通常の迎車予約と同じ方法です。
※帰りにタクシーを利用する場合についても同じ利用方法です。
- タクシー・介護タクシー乗車
※迎えに来たタクシーに乗車。（通常のタクシー乗車と同じ方法）
※行先の限定はありません。（日常生活の範囲）
- 目的地へ
※降車時に、利用したい金額分の助成券と残りの料金を支払ってください。
※お釣りは出ません。（助成券のみでの支払いの場合）
※助成券はICカードの購入及びチャージには使用できません。



22

22

●助成券の利用について [利用方法]

シルバー定期券の購入

シルバー定期券は、富士急グループのほとんどの路線で乗り降り自由となり、一般定期券に比べ40～70%以上も安くなる定期券（購入できるのは70歳以上の人）です。

「御殿場駅 富士急バスきっぷ売り場」で購入

※他の窓口では購入できません。

※窓口にて、利用したい金額分

の助成券と残りの料金を支払ってください。

※70歳未満は購入できません。

（免許返納者を除く）

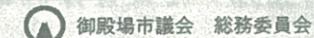
※定期券は払い戻しできません。

<参考>販売額

・3ヶ月 10,290円

・6ヶ月 15,430円

・1年 25,710円



24

24

●申請期間について

申請受付開始

平成28年12月1日(木)～

※今年度の申請は、平成28年度・平成29年度2か年分の申請となります。
※申請書は、4ページの申請書を切り離して使用して頂くか、下記申請受付場所にもあります。

申請受付場所

●御殿場市役所 企画課（4階）

※申請者が多數の場合は、市役所1階にも受付場所を設けます。

●市役所各支所

受付は、平日午前8時30分～午後5時15分となります。

※代理申請も可能です。

※直接申請することが困難な場合は郵送でも受け付けます。

送付先 御殿場市役所 企画課／〒412-8601 御殿場市荻原483

※申請受付後、市で審査し助成券を郵送します。

利用開始

平成29年2月1日(水)～



御殿場市議会 総務委員会

25

25

●地域公共交通対策について『あるべき姿』

◎ 路線整備の考え方

訴求力のある
サービスの提供

公共交通利便性の向上

正の循環

利用者の増加

サービスの質、
ネットワークの
改善への投資

運賃収入の増加

財政負担の減少

豊田市地域公共交通基本計画概要版より出典



御殿場市議会 総務委員会

27

27

●申請について【申請の流れ】

申請

申請書にて申請

【申請に必要なもの】

- ・本人確認書類写しを提出
(例:後期高齢者医療被保険者証、運転歴証明書、介護保険被保険者証、個人番号カードなど)
 - ・認印
 - ・代理の方でも可(委任権への記入が必要です)。また、直接提出できない場合は郵送による申請もできます。
- 送付先:御殿場市役所 企画課／〒412-8601 御殿場市荻原483

市が助成券を交付

〈助成券〉

- ・100円券 × 100枚 (10,000円)
- ・年度途中での申請は月割り(端数切り上げ)で交付します。
- ・有効期間は年度の末日まで
- ・1回あたりの利用限度額はありません。
- ・再交付はしません。
- ・他人に譲渡できません。
- ・対象非該当になると失効します。
- ・不正行為があった場合は相当額を返還していただきます。

助成券(見本)	
御殿場市議会総務委員会助成券	
助成料金	100円
有効期間	平成 年 月 日から 年 月 31日まで
発行者	御殿場市議会

助成券を受領



御殿場市議会 総務委員会

26

26

御殿場市議会 総務委員会 議会報告会

ご静聴ありがとうございました。



御殿場市議会 総務委員会

28

28

